## 平成31年度 守口市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度守口市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水 洗 化 人 口 143,500人

(2) 年間総処理水量 25,940,000㎡

(3) 年間有収水量 15,895,000㎡

(4) 主要な建設改良事業 管渠整備事業 工事費等 1,776,926千円 管渠更新工事等

ポンプ場整備事業 工事費等 395,325千円 ポンプ設備更新工事等

処理場整備事業 工事費等 52,404千円 処理場更新工事等

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

入

収

第1款 下水道事業収益

第1項 営業収益

第2項 営業外収益

第3項 特別利益

4,502,883千円

3,664,757千円

838,116千円

10千円

支出

第1款 下水道事業費用

 第1項
 営業費用

 第2項
 営業外費用

 第3項
 特別損失

 第4項
 予備費

3,814,356千円 3,535,976千円 274,880千円

3,000千円

500千円

## (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,262,587千円は、 当年度分損益勘定留保資金1,064,199千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額79,906千円、減債積立金11 8,482千円で補てんするものとする。)。

			収	入	
第1款 資本的	]収入				2, 173, 890千円
第1項	企業	債			1, 424, 800千円
第2項	他会計負担	金			77,990千円
第3項	国 庫 補 助	金			671,000千円
第4項	負 担 金	等			100千円
			支	出	
第1款 資本的支出					3, 436, 477千円
第1項	建設改良	費			2, 224, 655千円
第2項	固定資産購入	費			179,822千円
第3項	企業債償還	金			1,032,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総額	年 度	年 割 額
			千円		千円
1 資本的支出	1建設改良費	松下菊水放流幹線築造工事	2, 000, 000	平成29年度	454, 480
				平成30年度	848, 936
				平成 3 1 年度	696, 584
		本町松下線築造工 事(その1)	900,000	平成31年度	600,000
				平成32年度	300,000
		大枝寺方線築造工 事	180,000	平成31年度	120,000
				平成32年度	60,000

## (債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
窓口支援システム導入事業	平成36年度まで	6,886 千円
寺方ポンプ場改築更新基本設計及び導入可能性 調査事業	平成32年度まで	18,447 千円
門真守口増補幹線関連事業	平成32年度まで	95,000 千円
合	計	120,333 千円

## (企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的限度	阳中郊	起債の	利率	償還の方法				
	四/支領	方 法	利争	資金区分	償還期限	左のうち据置期間	償還方法	その他
下水道施設整備事業	1, 345, 900 千円	普 通 貸 借 (証書借入) 又 は 証 券 発 行	7.0%以内	政 府	40 年 以内	5 年以内	年賦又は 半 年 賦 元金均等	左記の条件の範囲内において借 入先に融通条件がある場合その条 件に従うことができる。
寝屋川北部流域 下水道事業	78, 900 千円							ただし、財政の都合により償還期 限及び据置期間を短縮し、若しくは 繰上償還又は低利に借換えること
合 計	1, 424, 800 千円							ができる。 なお、起債前借又は翌年度に繰越 して借入れることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失
  - (2)建設改良費、固定資産購入費及び企業債償還金

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用す る場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 366,022千円

(利益剰余金の処分)

- 第11条 繰越利益剰余金のうち200,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1)減債積立金 200,000千円

平成31年2月20日提出

守口市長 西端 勝樹